

災害対策部設置基準

(1)地震災害

注意体制	警戒体制	非常体制
① 表-1の観測点のいずれかにおいて震度4の地震が発生したとき(観測点内にダムがない場合は震度5弱)。	① 表-1の観測点のいずれかにおいて震度5弱以上の地震が発生したとき(観測点内にダムがない場合は震度5強)	① 表-1の観測点のいずれかにおいて震度6弱以上の地震が発生したとき。
② 木津川上流河川事務所地震災害対策部長が必要と判断したとき。	② 木津川上流河川事務所地震災害対策部長が必要と判断したとき。	② 大規模災害が確認されたとき。または発生の恐れがあるとき。
③ 河川部関係地震災害対策本部長が指示したとき。	③ 河川部関係地震災害対策本部長が指示したとき。	③ 木津川上流河川事務所地震災害対策部長が必要と判断したとき。
		④ 河川部関係地震災害対策本部長が指示したとき。

表-1 地震情報による直轄管理区域内基準地点リスト

府県名	郡市町村名
三重県	名張市、伊賀市
京都府	相楽郡(笠置町、南山城村)
奈良県	奈良県(宇陀市、山添村)

(2)風水害

注意体制	警戒(第1)体制	警戒(第2)体制	非常体制
① 大雨及び洪水に関する注意報が発令され、木津川上流河川事務所風水害対策部長が必要と判断したとき。	① 大雨及び洪水に関する警戒報が発令され、木津川上流河川事務所風水害対策部長が必要と判断したとき。	① 流域平均累加雨量が130mmになり、さらに降雨の継続が予想されるとき。	① 岩倉、名張、安部田の水位観測所のいずれかの水位が氾濫危険水位及び計画高水位を越えたとき。
② 台風の本邦上陸が予想され、木津川上流河川事務所風水害対策部長が必要と判断したとき。	② 台風の近畿地方接近又は上陸が予想され、木津川上流域に影響があると予想されるとき。	② 岩倉、名張、安部田の水位観測所のいずれかの水位が氾濫注意水位を越え、なお上昇すると予想されるとき。	② 甚大な被害が発生したとき。
③ 流域平均累加雨量が50mmになり、さらに降雨の継続が予想されるとき。	③ 流域平均累加雨量が80mmになり、さらに降雨の継続が予想されるとき。	③ 兼用道路に係る交通規制の要請が予想されるとき。	③ 河川部関係風水害対策本部長が指示したとき。
④ 岩倉、名張、安部田の水位観測所のいずれかの水位が、水防団待機水位を越すと予想されるとき。	④ 岩倉、名張、安部田の水位観測所のいずれかの水位が氾濫注意水位を越すと予想されるとき。	④ 更に甚大な被害の発生の恐れがあるとき。	
⑤ 水門等の操作に備え注意する必要があるとき。	⑤ 水防活動の必要があるとき。	⑤ 河川部関係風水害対策本部長が指示したとき。	
⑥ 河川部関係風水害対策本部長が指示したとき。	⑥ 水門等の警戒体制をとるとき。	⑥ 木津川上流河川事務所風水害対策部長が必要と判断したとき。	
⑦ 木津川上流河川事務所風水害対策部長が必要と判断したとき。	⑦ 被害の発生の恐れがあるとき。		
	⑧ 河川部関係風水害対策本部長が指示したとき。		
	⑨ 木津川上流河川事務所風水害対策部長が必要と判断したとき。		

(3)河川等水質事故災害

注意体制	警戒体制	非常体制
① 木津川上流河川事務所の管理区間及びその流域において水質事故が発生したとき。	① 水質事故により木津川上流河川事務所の管理区間及びその流域において、取水停止などの被害の恐れがあるとき。	① 水質事故により木津川上流河川事務所の管理区間及びその流域において、給水停止などの重大な被害の発生の恐れがあるとき。
② 二次災害により水質事故の発生の恐れがあり木津川上流河川事務所水質事故対策部長が必要と判断したとき。	② 水質事故により原因物質の流出防止対策を実施する必要があるとき。	② 木津川上流河川事務所水質事故対策部長が必要と判断したとき。
③ 警戒体制または非常体制の後、木津川上流河川事務所の管理区間及びその流域に及ぼす影響は少なかったが、河川の影響等の監視が必要なとき。	③ 木津川上流河川事務所水質事故対策部長が必要と判断したとき。	
④ 木津川上流河川事務所水質事故対策部長が必要と判断したとき。		

木津川上流河川事務所

木津川上流河川事務所渇水対策支部運営要領細則

(目的)

第1条 この細則（以下「細則」という。）は、木津川上流河川事務所渇水対策支部運営要領（以下「要領」という。）に基づき、木津川上流河川事務所（以下「事務所」という。）における渇水時の組織及び実施すべき措置を定め、渇水業務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(支部の設置等)

第2条 木津川上流河川事務所長（以下「事務所長」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、要領第3条第1項に基づく支部を設置し、支部長は同条第2項に基づく体制の発令を行う。

一 警戒体制

イ 高山ダムの貯水率が洪水期（6月16日から10月15日まで）においては50％（貯水量約700万m³）、非洪水期（10月16日から6月15日まで）においては14％（貯水量約700万m³）を下回り、更に減少すると予測される時。

ロ 青蓮寺ダムの貯水率が洪水期（6月16日から10月15日まで）においては50％（貯水量約770万m³）、非洪水期（10月16日から6月15日まで）においては40％（貯水量約770万m³）を下回り、更に減少すると予測される時。

ハ 室生ダムの貯水率が第1期洪水期（6月16日から8月31日まで）においては50％（貯水量約400万m³）、第2期洪水期（9月1日から10月15日まで）においては61％（貯水量約400万m³）、非洪水期（10月16日から6月15日まで）においては30％（貯水量約400万m³）を下回り、更に減少すると予測される時。

二 布目ダムの貯水率が第1期洪水期（6月16日から8月15日まで）においては65％（貯水量約650万m³）、第2期洪水期（8月16日から10月15日まで）においては72％（貯水量約650万m³）、非洪水期（10月16日から6月15日まで）においては51％（貯水量約650万m³）を下回り、更に減少すると予測される時。

ホ 比奈知ダムの貯水率が洪水期（6月16日から10月15日まで）においては50％（貯水量約470万m³）、非洪水期（10月16日から6月15日まで）においては31％（貯水量約470万m³）を下回り、更に減少すると予想される時。

- ヘ 直轄管理区間において渇水調整会議等が開催されるとき、若しくは一級河川の指定区間において近畿地方整備局（事務所を含む）が主催する渇水調整会議等を開催するとき。
- ト 直轄管理区間において取水制限（自主制限含む）が実施されるとき、若しくは一級河川の指定区間において取水制限（自主規制を含む）が実施される場合で、直轄管理区間への影響が予想されるとき。
- チ その他事務所長又は支部長が必要と認めるとき。

二 非常体制

- イ 高山ダムの貯水率が洪水期（６月１６日から１０月１５日まで）においては３０％（貯水量約４００万ｍ³）、非洪水期（１０月１６日から６月１５日まで）においては８％（貯水量約４００万ｍ³）を下回り、更に減少すると予測されるとき。
- ロ 青蓮寺ダムの貯水率が洪水期（６月１６日から１０月１５日まで）においては３０％（貯水量約４５０万ｍ³）、非洪水期（１０月１６日から６月１５日まで）においては２４％（貯水量約４５０万ｍ³）を下回り、更に減少すると予測されるとき。
- ハ 室生ダムの貯水率が第１期洪水期（６月１６日から８月３１日まで）においては３０％（貯水量約２５０万ｍ³）、第２期洪水期（９月１日から１０月１５日まで）においては３８％（貯水量約２５０万ｍ³）、非洪水期（１０月１６日から６月１５日まで）においては１９％（貯水量約２５０万ｍ³）を下回り、更に減少すると予測されるとき。
- ニ 布目ダムの貯水率が第１期洪水期（６月１６日から８月１５日まで）においては５５％（貯水量約５５０万ｍ³）、第２期洪水期（８月１６日から１０月１５日まで）においては６１％（貯水量約５５０万ｍ³）、非洪水期（１０月１６日から６月１５日まで）においては４３％（貯水量約５５０万ｍ³）を下回り、更に減少すると予測されるとき。
- ホ 比奈知ダムの貯水率が洪水期（６月１６日から１０月１５日まで）においては３０％（貯水量約２８０万ｍ³）、非洪水期（１０月１６日から６月１５日まで）においては１８％（貯水量約２８０万ｍ³）を下回り、更に減少すると予想されるとき。
- ヘ 直轄管理区間若しくは一級河川の指定区間において、一定以上の取水制限若しくは上水道の給水制限が実施されるとき。
- ト その他事務所長又は支部長が必要と認めるとき。

- ２ 支部長は、渇水の状態等を確認し、体制の強化又は縮小が必要と判断した場合は、状況に応じて体制の移行指令を行わなければならない。